

市民版環境白書『グリーン・ウオッチ』 発刊記念シンポジウム

化学物質政策について

「グリーン連合」共同代表

NPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」事務局長

弁護士 中 下 裕 子

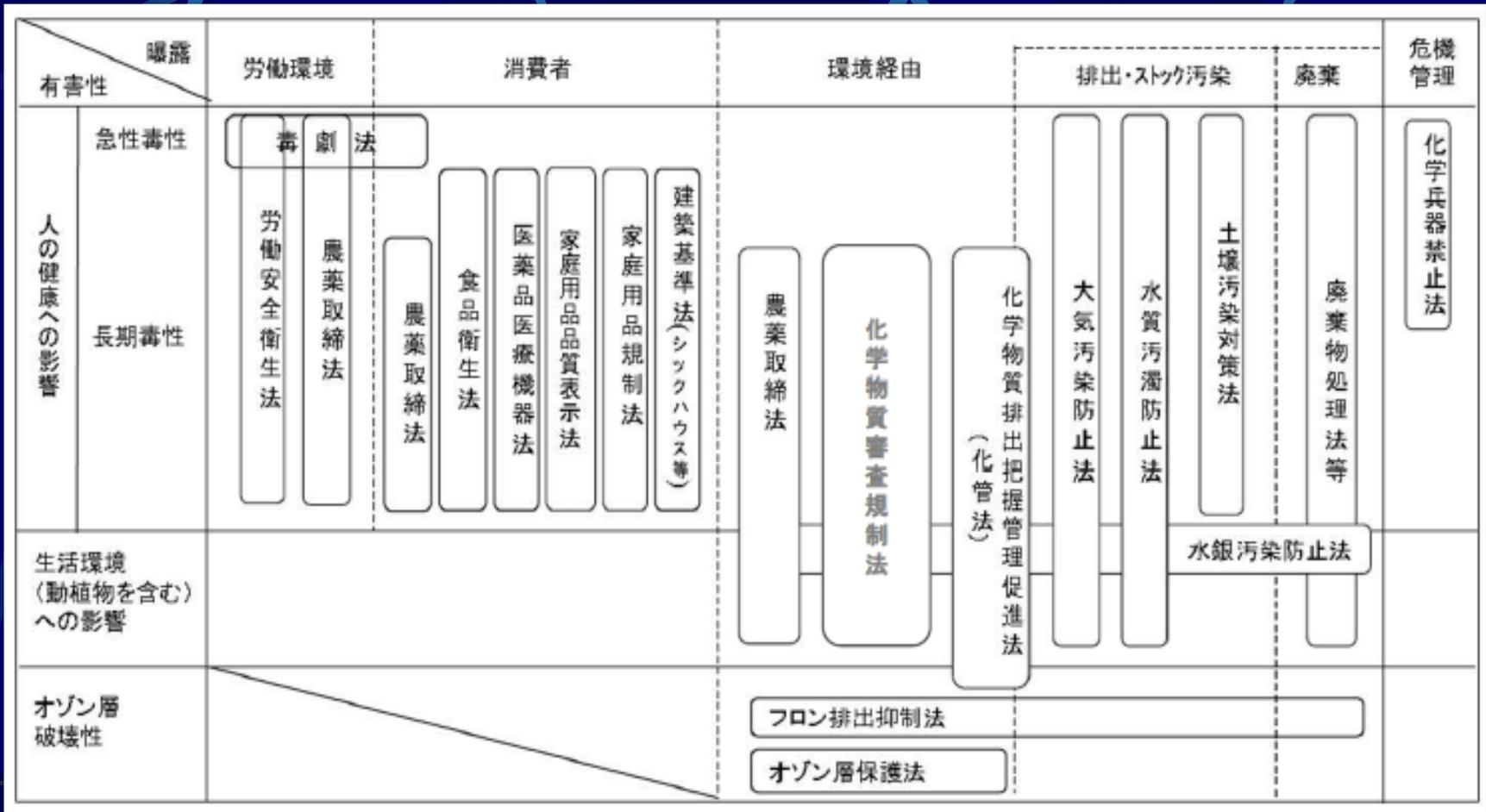
化学物質の「光」と「影」

- 私たちの身のまわりに氾濫する「化学物質」
→「化学物質過敏症」など新たな疾患の発生
- 利便性をもたらす一方で、健康被害の発生
—公害・薬害事件
- 「光」にはすぐに飛びつくが、「影は見えにくい」
例) DDT、フロン、PCB・・・ネオニコチノイド、ナノ粒子(?)
- 「影」のコントロールの重要性
→「無知の知」(ソクラテス)

日本の化学物質管理の問題点

● 司令塔なき縦割り

現行の化学物質管理体系



- 基本理念・基本原則が不明確
 - 予防原則
 - 子ども・胎児・脆弱集団の保護
 - ライフサイクル管理と情報伝達
- 国際的に見た立ち遅れ ← 予防原則の欠如
 - ネオニコチノイド農薬問題
 - 「環境ホルモン」問題
 - イソシアネート、ナノ粒子、etc.・・・

第1章・第4節「化学物質」で取り上げた 4つのテーマ

- 1 「化学物質政策基本法（仮称）の制定を求めて
- 2 古くて新しい問題「環境ホルモン」
- 3 新農薬ネオニコチノイドが脅かすミツバチ・生態系・子ども
- 4 水銀条約と国内法

「環境ホルモン」問題

- 「環境ホルモン」による野生生物・人体への影響がわかってきた!!
WHO/UNEP「内分泌かく乱化学物質の科学の現状」発表(2012)

表1-4-1 近年増加傾向にあり、環境ホルモンが原因と疑われる疾病

環境ホルモンの影響が疑われる世界と日本の疾患など

疾患など		国・地域	傾向	参考資料	
内分泌系	男性生殖	精巣がん (精巣胚細胞腫瘍)	デンマーク	過去40-50年間で最大で4倍	WHO / UNEP (2012)
		精子数	欧米	1931年～1994年までの約60年間に年間1%弱減少	Jorgensen N (2006) / Carlsen E (1992)
		血清テストステロン	ボストン 米国	1987年～2004年に約1%減少	Andersson A (2005) / Perheentupa A (2006)
		停留精巣	デンマーク	1961年～2004年に約9倍	WHO / UNEP (2012)
			米国	1970年～1993年に約2倍	Paulozzi LJ (1999)
		尿道下裂	デンマーク	1977年～2005年に2.2倍	WHO / UNEP (2012)
			日本	1972年～2008年に5倍	日本産婦人科学会 先天異常モニタリング
	女性生殖	乳房発育開始年齢	デンマーク 米国	1940年～1994年に1～2歳若年齢化	Euling SY (2008) Aksglaede L (2009)
		月経開始年齢	米国	1940年～1994年に2.5～4カ月若年齢化	Euling SY (2008)
		月経開始年齢	日本	約50年間で1年若年齢化	文部科学省
神経系	神経・発達	自閉症	カリフォルニア	1990年～2006年に7倍から8倍	Hertz-Picciotto I (2009)
		ADHD* (注意欠如多動性障害)	米国	1997年～2006年に年間約3%増加	Pastor PN (2008)
		特別支援教育在籍 児童・生徒数	日本	1993年～2011年に約2倍	発達障害白書
免疫系	アレルギー・ 免疫	喘息 (小学生)	日本	1970年～2013年に約10倍	学校保健統計
		自己免疫疾患	米国	2005年時点で全米で2350万人	米国立衛生研究所

* ADHDは「注意欠陥多動性障害」から「注意欠如多動性障害」に名称が変更されました。

(資料: Woodruff T et al. 2010 / JEPA ホームページ「『環境ホルモン最新事情』追加情報」参照)

● 一時的ブームで終わった日本・予防原則に基づき規制強化に向かうEU

	日本		EU
1998	環境庁、「SPEED'98」策定 環境ホルモンが疑われる67物質 のリスト公表	1999	「内分泌かく乱物質に対する共同体戦略」 策定
2003 ～4	「環境ホルモン空騒ぎ」論の台頭	2006	REACH規則（一般化学品対象） 内分泌かく乱物質も発がん性物質等と 同等の懸念がある場合には、「高懸念化 学物質」(SVHC)とされ、認可が必要
2005	環境省、環境ホルモンリストを廃止し、 新たに「ExTEND2005」策定 →「環境ホルモンは終わった」	2009	植物保護製品（農薬）規制 内分泌かく乱物質は原則として禁止
		2009	化粧品規制 内分泌かく乱物質についての判定基準 ができた場合には、見直しを実施
		2012	殺生物製品規制（農業用以外の殺虫剤等 が対象） 内分泌かく乱物質は原則として禁止
		2014	内分泌かく乱物質の判定基準等について インパクトアセスメント実施を決定

● 日本人も影響を受けている

日本人の血液や尿から検出された主な化学物質(環境省調査より)

- ・ダイオキシン類
- ・重金属類
- ・PCB類
- ・臭素系難燃剤(PBDEなど)
- ・有機フッ素化合物(PFOS、PFOAなど)
- ・有機塩素系農薬(DDT、エンドスルファンなど)
- ・有機リン系農薬
- ・ネオニコチノイド系農薬
- ・フタル酸エステル類(プラスチック可塑剤)
- ・ビスフェノールA(プラスチック原料)
- ・トリクロサン(薬用石けんの殺菌剤など)
- ・パラベン(化粧品の防腐剤)
- ・ベンゾフェノン(日焼止め化粧品)

● 日本の対策はほとんど進んでいない

→子ども達の健康への影響が懸念される

「予防原則」の発動を!(第3章・第3節)

- 「未然防止」と「予防原則」の違い
 - 予防原則は**科学的不確実性がある場合に発動される**
- 世界の市場の化学物質の数は約10万種
 - 因果関係の科学的解明は極めて困難
 - 人・野生生物の被害を未然に防止するには「**予防原則**」が必須
- 日本の憲法・法律には「**予防原則**」が明記されていない
- 省庁縦割りの元ではなかなか発動できない

◎ヨハネスブルクサミット(WSSD)で採択された 化学物質管理についての2020年目標:

「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」

→この実現に向けて、「ウオッチ」と「行動」が求められています!!

→ご清聴ありがとうございました!!